

# 同志社大学

## 2008年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2009年 3月16日提出

所属	職名	氏名
法学部	教授	松原久利
研究題目	立法問題としての法人の刑事責任ーオーストリアの団体責任法制定についてー	
研究成果の概要	<p>従来、法人の刑事責任が認められていなかったオーストリアにおいて、2006年に新たに法人の刑事責任を正面から認める立法がなされるに至った経緯について、一定の犯罪について法人の責任を義務付ける国際条約の影響、責任主義との整合性をめぐる議論から、2001年の予備草案以降の立法作業の進展、新法制定に至る状況がほぼ明らかになった。今後、新法における法人処罰の要件、制裁、手続など、理論上および解釈論上問題となる点の検討を通して、あるべき法人処罰立法の在り方について、比較法的研究を進める予定である。</p> <p>その他、2008年度の研究成果として公表を予定しているものは、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大谷實編『判例講義刑法Ⅰ』追加判例冊子(悠々社、2009年4月予定) (1-4頁分担執筆)</li><li>・大谷實編『判例講義刑法Ⅱ』追加判例冊子(悠々社、2009年4月予定) (1頁、22頁分担執筆)</li><li>・「違法性の意識」川端博他編『理論刑法学の探究2』(成文堂、2009年5月予定) (1-28頁)</li></ul>	